

岩手県告示第231号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第4項において準用する同条第1項の規定により、次の河川について浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を変更した。

なお、変更後の浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を示す図面は、岩手県県土整備部河川課及び県北広域振興局土木部に備えておいて縦覧に供する。

平成23年3月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 水系名 久慈川
- 2 河川名 久慈川、夏井川及び長内川